# 浜松市 ファミリー・サポート・センターだより

2026年2月発行第54号

【掲載内容】

**4つ** 大きな変更があります。**チェック**を、お忘れなく

おもて面
- 2026年4月より、サポート中、まかせて会員が車を走行した場合、サポート料金とは別に「燃料費」がかかります
- サポートの精算方法について
- まかせて・どっちも会員が入会する時の提出書類に『宣誓書』が追加されます

うら面
- 援助活動報告書は、サポートを行う時に記入する書類です

## 2026年4月より、サポート中、まかせて会員が車を走行した場合、サポート料金とは別に「燃料費」がかかります。

サポート料金が発生する時間の中で、まかせて会員が車を走行した場合、
走行距離に応じて「燃料費」がかかります。
おねがい会員はサポート料金と一緒に精算時に支払いが必要です。

**燃料費の計算式**　**走行距離**(単位：Km) × ２０円

走行距離は小数第1位を四捨五入して算出します。
車の車種や動力源は問いません。

報告書の記入は裏面をご覧ください

### すでに送迎サポートをしていて4月以降も継続する場合

おねがい会員は、現在サポートしているまかせて会員が2026年4月以降もサポートを続けられる場合、3月までのサポートの中で、まかせて会員に実際の走行距離を測っておいてもらい、4月からのサポートに備えてください。

### 距離の測り方

例１ サポート開始時と終了時、まかせて会員が車のメーター数を写真やメモで記録する。

例２ 事前打ち合わせ時に地図アプリで検索する。
※別々に検索すると、条件によっては出る経路や距離数が異なる場合があるので一緒に確認するのがおすすめです。

**おねがい会員宅や、情報センター託児室でお子さんを預かるサポートの時も燃料費はかかります**

まかせて会員の移動時間もサポートの時間となり、まかせて会員が車で移動する場合はその距離に対して「燃料費」がかかります。

**うっかり忘れに注意！**

「燃料費」を計上し忘れて精算のやり直しにならないように、お互いに注意してください

## サポートの精算方法について

2026年4月からサポート料金の精算に電子マネーを利用できるようになります。
精算は直接会って援助活動報告書の内容を確認した後、それぞれ自筆でサインをし、精算します。電子マネーを利用しても会員同士が対面中に精算することに変わりません。利用については自己の判断で行い、トラブルにならないよう十分注意しましょう。
センターでは、会員の電子マネーの使用情報を管理していません。会員同士の合意が必要です。

| 2026年3月まで | 2026年4月から | |
|---|---|---|
| 現金のみ | 現金 | 電子マネー（会員同士の合意が必要） |

電子マネーで精算する時は支払った金額、受け取った金額を対面で確認して完了してください

## まかせて・どっちも会員が入会する時の提出書類に『宣誓書』が追加されます

こども家庭庁の通知により、まかせて・どっちも会員の登録時に『宣誓書』の提出が必要となります。
すでに会員の方の提出も必要です。サポートの引き受けに関わらず、全員対象となりますので更新と同時に提出をお願いします。

**更新、宣誓書ともに提出締め切りは4/10(金)です。**

浜松市スマート申請を利用する人はこちらから

まかせて・どっちも会員用

更新手続き　宣誓書の提出

更新申請、ファミサポだより、講習会の申込案内の受取り方を、センターに回答していない会員については、今回は紙面で郵送しています。次回の更新からは回答のない会員への郵送の見合わせを検討中です。
今後の受取り方をセンターへご連絡ください。回答方法は“ふぁみぼ”（右の二次元コード）から回答するか、電話で連絡してください。

“ふぁみぼ” 更新申請書・会報・講習会案内受け取り方 Googleフォーム

| 更新方法をふぁみぼで何と回答しているか | | 会員情報の更新 | | 宣誓書の提出 | | 宣誓書(紙面) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 「オンライン申請(浜松市スマート申請)」と回答 | >>> | 浜松市スマート申請 | >>> | 浜松市スマート申請 | >>> | 郵送していません |
| 「申請書(紙)の郵送またはFAX、持参」と回答 | >>> | 紙面で提出 | >>> | 紙面で提出 | >>> | センターから用紙を郵送しています |